

宮労発基第167号

平成23年3月18日

建設業関係団体 殿

宮城労働局長

東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧工事等における  
労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃、労働災害防止対策の徹底にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

3月11日の「東北地方太平洋沖地震」により宮城県内全域に甚大な被害が発生しました。すでに、ライフラインの回復のための懸命な作業が続けられ、今後、倒壊した建物等の片付け作業、被害を受けた道路、橋梁、港湾、河川等の災害復旧工事が行われますが、作業、工事においては労働災害防止対策の徹底を図ることが必要です。特に、今後もしばらくは余震が続き、大雨、強風も予想されますのでそれらを想定した対策が不可欠です。

については、建設業における基本的な労働災害防止活動を徹底し、特に、下記の対策に万全を期すよう会員各位に周知していただくようお願いいたします。

記

1 余震に対する対策

- ・引き続き余震が発生しているため、緊急地震速報の作業員への早急な伝達、避難方法、避難場所の確認を徹底し、2次災害防止対策を徹底すること。

2 電気・通信工事における対策

- ・高所からの墜落防止対策、高所作業車の転落防止措置、感電防止措置を講ずること。

### 3 ガス・水道復旧工事における対策

- ・掘削作業による土砂崩壊防止対策、車両系建設機械等による災害防止対策を講ずること。

### 4 建築物等の解体・補修工事における対策

- ・コンクリート片等の飛来、落下物による災害防止対策、高所からの墜落防止対策を講ずること。
- ・石綿粉じんにはばく露するおそれのある作業においては、防塵マスクを着用し、ばく露、拡散防止対策を講ずること。
- ・化学物質や有機溶剤、危険物等が存在するおそれのある場所での作業においては当該物質等へのばく露や接触等による災害防止対策を講ずること。

### 5 道路、橋梁、港湾等の復旧工事における対策

- ・車両系建設機械等による災害防止対策を徹底すること。
- ・構造物の解体・補修作業においては、コンクリート片等の飛来、落下物による災害防止対策、高所からの墜落防止対策を講ずること。

### 6 土砂崩壊災害防止対策

- ・作業箇所等を事前に十分調査し、作業計画を策定し、作業を行うこと。
- ・地山の点検者を指名して点検を行わせ、異常があれば作業を中止すること。
- ・土砂崩壊のおそれがある場合には、土止め支保工を設ける等により土砂崩壊による災害防止対策を徹底すること。

### 7 酸欠、一酸化炭素中毒防止対策

- ・酸欠のおそれのある場所においては、酸素濃度を測定し、強制換気を徹底すること。
- ・換気の不十分な場所での内燃機関の使用を禁止すること。